

平成28年(ネ)第942号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 (一審原告) ●● ●

被控訴人 (一審被告) ●● ●●

## 控訴理由書

2016年4月4日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人(一審原告)代理人 弁護士 神原 元

### 第1 控訴理由の骨子

#### 1 控訴理由の概略

原審判決は、「本件各原告投稿記事は、被告が抗議デモに参加した特定の女性や女子高校生を狙って撮影した多数の写真を自らの投稿記事に掲載した旨の事実を摘示した上で(原告投稿記事①, ③及び⑤), これについて「お前の本性丸出し」, 「変態野郎」(原告投稿記事①), 「まじキモイ」, 「ほんと最悪な変態」(原告投稿記事②), 「被害者続出ですね」(原告投稿記事④), 「抗議に来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい事は前々から感じてはいた」(原告投稿記事⑤)との評価を述べるものであり, 被告が特定の女性や女子高校生に対する変質的な性向を有しているとの印象を読者に与えるものであり, 被告の社会的評価を低下させるものであるといえるから, 本件各原告投稿記事はいずれも被告に対する名誉毀損に該当する」(25頁)とする。

しかし, 原判決別紙「原稿投稿記事目録」に記載された控訴人の各投稿は, 文脈や前後のつながりから, 一体のものとして評価されるべきでなく, 投稿①②

は、被控訴人に関する特定の事項を記載したものではなく、仮にそうだと  
も、違法性阻却事由が存在する。また、投稿③④⑤は、そもそも被控訴人の社会  
的評価を低下させる記載とは考えられない。

以下、それぞれの論点について論じる。

## 2 控訴人の各投稿の投稿時間

なお、控訴人は、控訴人の各投稿の投稿時間は、投稿①（12月8日1時25  
分）、投稿②（同1時42分）、投稿③（同17時44分）、投稿④（同19時  
41分）、投稿⑤（23時8分）が正しい（甲23）と考えており、その前提で  
論じる。

## 第2 各投稿を一体のものとして論じるべきではないこと

### 1 原審判決の判断方法

原審判決は、「一般の読者の普通の注意と読み方とを基準としてこれらの一連  
の投稿記事を全体としてみれば、原告投稿記事①から⑤までは、訴外各被告写真  
記事の投稿者である被告を主体として、同人が抗議デモに参加した特定の女性や  
女子高校生を狙って撮影した多数の写真を自らの投稿記事に掲載した旨の事実を  
摘示してこれを批判するものと理解されるから、原告投稿記事②から④までを含  
めて本件各原告投稿記事の全体が被告の社会的評価を低下させるもの」（28  
頁）と、控訴人の投稿①から⑤までを「一連の投稿」として、あたかもひとつの  
文章のように、一体のものとして評価している。それゆえ、各投稿は事実の一部  
や評価の一部を記載しているに過ぎないのに、「本件各原告投稿記事の全体が被  
告の社会的評価を低下させる」と結論されるのである。

2 しかし、そもそも「ツイッター」は、140字以内の一纏まりの文章（これを「ツイート」という）が、他の無関係な文章に挟まって、タイムラインと呼ばれる欄に流されていくというシステムであるから（甲24）、他のツイートを別のツイートとつなげることによって、ひとつの文章のように評価することは、あるツイートが他のツイートへの回答のように一続きのものとなっている場合を除いては、一般的に困難である。

そして、本件で、控訴人の投稿②と投稿③の間には、無関係な投稿が多く挿入されているとともに、時間的にも16時間もの間隔がある。投稿①②と、投稿③④⑤は、全く別の文章であって、これを一体のもののごとく評価した原審判決は誤りである。

3 なお、原審判決は、被控訴人による不法行為の成否を検討するにあたり、被控訴人の投稿のうち、控訴人活動名（「Misao Redwolf」，「ミサオ・レッドウルフ」又は「ミサオ」）又はアカウント名（「@Misao Redwolf」）の表記がなく、反原連が抗議デモの参加者の動画データ等の情報を公安警察に提供した旨の記載があるものを「類型1」、控訴人の活動名又はアカウント名の表記がなく、「参加者の動画データを公安警察に売った」、「裏で公安とつながっていた」との記載があるものを「類型2」、控訴人の活動名又はアカウント名である「ミサオ」又は「@MisaoRedwolf」の表記があり、抗議デモの参加者の動画データに係る公安警察への提供若しくはその疑いをごまかすための集団攻撃又は集団リンチの指示についての記載があるものを「類型3」と分類し（12～14頁）、「類型3」についてのみ、不法行為の成立を認めている。

しかし、被控訴人の投稿①から⑱を一体の文章として評価すれば、その投稿全体が控訴人の社会的評価を低下させるという結論に至ったはずである。原審判決には、被控訴人の投稿については個別に判断する手法をとっているのに、控訴人の投稿につい

ては、「全体として」評価するという方法をとっている点に矛盾があり、その理由について説明していない点から理由齟齬の違法がある。

- 4 以上から、控訴人の投稿は、投稿①②と、投稿③④⑤は別の文章として、それぞれについて、その内容がおよそ不法行為に該当しないことを述べる。

### 第3 控訴人による各投稿①②が名誉毀損に該当しないこと

#### 1 投稿①②が被控訴人について特定の事項を述べたものでないこと

- (1) 名誉毀損による損害賠償請求に関し、名誉毀損行為は特定人に対するものとしてなされなければならないことは当然である。しかして、対象の特定可能性、同定可能性は基本的に当該記載自体から判断されるべきものであって、他の情報や報道と総合して判断されるべきものではない（東京地裁平成6年4月12日判決判タ842号271頁 甲25）。「当該報道において報道の対象が特定されたというためには、その報道自体から報道対象が明らかであることを要し、仮に他の報道と併せて考察すれば報道対象が明らかとなる場合であっても、そのことから、直ちに当該報道が報道対象を特定して報じたものと認めるのは相当でない。裁判所がそのような事後的な総合認定により、匿名で書かれた記事の匿名性を否定するとすれば、報道の任に当たる者の匿名記事を作成しようとする意欲を著しく減殺することとなり、結果として、不当な実名記事の作成を助長しかねない」からである。
- (2) この点、投稿①②は、被控訴人を名指ししたのではなく、「デモの現場で女子高生の写真を撮影している男性」を批判するものである。デモの現場で女子高生の写真を撮影している者が誰であるかは当該記載からは全く分からず、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、被告の行為を批判するものとは解されないのだから、当該記載は、被告の社会的評価を低下させるものではない。
- (3) よって、投稿①②はそもそも名誉毀損にあたる余地がない。

#### 2 投稿①②の摘示事実等

##### (1) 各投稿の記載内容

投稿①②は、以下の記載内容である。

投稿①「初日だけでなく次の日も、どんだけ特定のJKの写真あげてんだよ。お前の本性丸出し。誹読中傷デマ、どんなえげつないデマにも我慢してきたが、これには我慢できない。変態野郎！」

投稿②「まじキモイ。でも流石にこれは何とかしないとイケないのかな。．．．。ほんと最悪な変態。」

##### (2) 各投稿の摘示事実と論評内容

そうすると、投稿①②は、被控訴人が女子高校生の写真を多数インターネットで

公開したとの事実を摘示し、「お前の本性丸出し」「変態野郎」「まじキモイ」「最悪な変態」と論評するものである。

### 3 投稿①②について違法性阻却事由が存在すること

#### (1) 真実性の抗弁

公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しない（最高裁昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁）。

この点、被控訴人が「国会議事堂前にケータイを持ったJK（女子高生）が！」（5日15時2分）、「国会前に押しかけて騒いでいるJK」（同23時18分）、「この2人のJKは黒タイツでした」（同32分）、「（国会議事堂前に来たのに黒タイツJKいねーぞの書き込みに対し）せっかく来たのに、これじゃお気の毒ですね。明日は今日より沢山来ますよ」（同36分）、「デモ隊の先頭で『絶対廃案』を叫ぶJK」（6日17時18分）、「拡声器で絶叫、JK軍団、国会前で『廃案』叫ぶ」（同18時11分、同29分）、「国会正門で絶叫する若い女性私も悶絶しそうになりました」（同18時31分）等としたキャプションをつけて、女子高生の写真をネットに多数掲載したことは真実である（甲9、甲10）ところ、かかる事実は公共の利害に関する事実である。

すなわち、被控訴人は自ら撮影した女子高生らの写真を女子高生らに無断で公表しているが、かかる行為が女子高生らの肖像権やプライバシー権を侵害する行為であることは明白である。この点、被控訴人は、「本人からの要請なら無条件で削除しますが、他は一切、受け付けません」（12月8日23時45分 甲12号証）等と、これが無断撮影であったことを認めつつ、本人からの要請がなければ削除しない旨の投稿をしていることが明らかである。

また、被控訴人は、当該写真に「この2人のJKは黒タイツでした」「私も悶絶しそうになりました」等と性的な意味のキャプションをつけていることは真実であるところ、これらのキャプションは、デモに来た女性を性的な目で見ていること（俗に言えば「いやらしい目で見ること」）を肯定的に表現したものであるから、デモに来た女性に対するセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）である。そうすると、デモに来た女性がセクシャル・ハラスメントに遭っているという事実は、やはり公共の利害に関わる事項といえる。

そして、控訴人は、女子高生の肖像権やプライバシー権を保護し、セクシャル・ハラスメントを批判する目的で、本件投稿を行ったのであるから、もつばら公益を図る目的に出たといえる。

なお、この点、原審判決は、「被告による抗議デモの参加者の写真の撮影及び

掲載が殊更に特定の女性や女子高校生を狙って行われたことを認めるに足りる客観的な証拠は見当たらず」「主要な部分において真実であると認めるには足り」ないという（30頁）。しかし、控訴人が摘示している事実は被控訴人が女子高生の多数の写真をインターネットに公開した事実であって、「被告による抗議デモの参加者の写真の撮影及び掲載が殊更に特定の女性や女子高校生を狙って行われた」事実ではない。そもそも、女子高生の肖像権やプライバシー権を保護し、セクシャル・ハラスメントを批判するという控訴人の目的からして、女子高生が「特定の女子高生」か否かは全く重要ではない。

もっとも、投稿①には、「特定の女子高生」の文言も見られる。しかし、真実性の立証は、当該指摘事実の「重要な部分」が真実であれば足りるところ（最高裁昭和56年10月20日判時1112号44頁）、女子高生が「特定の女子高生」か否かは全く重要ではなく、女子高生の肖像権やプライバシー権を保護し、セクシャル・ハラスメントを批判するという控訴人の目的からして、女子高生の写真がインターネットに多数掲載されたこと、「この2人のJKは黒タイツでした」「私も悶絶しそうになりました」等のキャプションが付されたことこそ重要なのであるから、本件では、当該摘示事実の「重要な部分」は真実であるというべきである。

よって、本件投稿は、真実性の抗弁により違法性が阻却される。

## (2) 公正な論評の法理

「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである。そして、仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である。」（最高裁平成9年9月9日民集51巻8号3804頁）

本件で、被控訴人が「この2人のJKは黒タイツでした」、「（国会議事堂前に来たのに黒タイツJKいねーぞの書き込みに対し）せつかく来たのに、これじゃお

気の毒ですね。明日は今日より沢山来ますよ」「国会正門で絶叫する若い女性 私  
も悶絶しそうになりました」等としたキャプションをつけて、女子高生の写真をネ  
ットに多数掲載したことは公共の利害に関わり、かつ真実であるところ、控訴人  
は、被控訴人のセクシャル・ハラスメントを批判するという公益を図る目的で、  
「お前の本性丸出し」「変態野郎」「最悪な変態」と厳しく批判する論評を行っ  
たのであるから、右論評は、その違法性が阻却される。

この点、原審判決は、「相手方の人格に対する否定的な評価の表現が侮蔑的に  
過ぎ、人身攻撃に及ぶものとして正当な論評の範囲を超えるものといわざるを  
得」ないという。しかし、「変態」「変態野郎」という表現は、セクシャル・ハラ  
スメントを受けた女性が防衛行為として反射的にする通常の発言であって、社会通  
念上許された限度を超えていないというべきであり、これを「侮蔑的に過ぎ、人  
身攻撃に及ぶもの」というのは、あまりにセクシャル・ハラスメントに対する女  
性の恐怖と怒りを理解せず、男性側に肩入れし過ぎた判断である。  
原審判決は失当である。

#### 4 小括

以上から、投稿①②については、そもそも被控訴人の行為に向けられたものではな  
いが、仮にそうだとした場合、その発言には違法性がなく、名誉毀損は成立しない。

### 第4 控訴人による投稿③④⑤について不法行為が成立しないこと

#### 1 控訴人の投稿③④⑤が被控訴人の社会的評価を低下させないこと

##### (1) 各投稿の記載内容

各投稿は、以下の記載内容である。

投稿③「**「**というかね、たいやきのJK問題に関しては、黒タイツ云々の会話から  
してわかるでしょうよ。時々現場でみかけるけど今回に限らず、特定の女性を狙っ  
てずっと撮影してるところ、多くの人が目撃しているからねえ**」**

投稿④「**「**@nekomaster被害者続出ですね！私も以前「ミサオさんは好みのタイ  
プ」とツイートされた事がありました。Twitterで半ストーキングされてるし、気持  
ち悪いです。**」**

投稿⑤「**「**ソトンの、抗議に来る女子高生や特定の女性を見る目がおかしい事は

前々から感じてはいた。12/4にはこのようなツイートも。（この女性は私も知ってる人。女子高生の写真付きツイートのスクショには配慮するが、彼女は成人なのでスクショごと）」

## (2) 投稿③④⑤の摘示事実

以上から明らかであるとおりに、投稿③④⑤は、被控訴人が「黒タイツ云々」の話をしてきたこと、デモの現場で特定の女性を狙って撮影していること、「ミサオさんは好みのタイプ」とツイートされたこと、12/4に添付のツイートをツイートしたことを事実摘示して、「気持ち悪い」「女性を見る目がおかしい」と論評するものである（「Twitterで半ストーキングされてる」という記載は具体的な事実を摘示するものではない。）。

## (3) 投稿③④⑤の記載が被控訴人の名誉を毀損しないこと

被控訴人が「黒タイツ云々」の話をしてきた事実、デモの現場で特定の女性を狙って撮影している事実、「ミサオさんは好みのタイプ」とツイートされた事実、12/4に添付のツイートをツイートした事実は、いずれも、被控訴人がやや好色であるということを伺わせる事実に過ぎず、なんら違法・不当行為ではないのであるから、これらの事実摘示は、直ちに被控訴人の社会的評価を低下させるものとは到底解されない。

また、「気持ち悪い」「女性を見る目がおかしい」との表現は、控訴人が被控訴人に対して抱いた「やや好色である」との印象を吐露するものに過ぎず、直ちに被控訴人の社会的評価を低下させるものとは到底解されない。

## 2 小括

以上から、投稿③④⑤はそもそも名誉毀損に該当しない。

なお、仮に名誉毀損に該当する場合でも、「黒タイツ云々」の話をしてきた事実、デモの現場で特定の女性を狙って撮影している事実、12/4に添付のツイートをツイートした事実は、いずれも真実であり、女性に対するセクシャル・ハラスメント行為であって、公共の利害に関わる。また、セクシャル・ハラスメント行為を批判するのは、もっぱら公共の利益を図る目的といえるから、真実性の抗弁が成立する。さらに、「気持ち悪い」「女性を見る目がおかしい」との表現は、上記事実を前提とする論評であるから、公正な論評の法理により、やはり違法性が阻却される。

## 第5 結論

以上のとおり、投稿①②、投稿③④⑤は、いずれも不法行為が成立しないものであるから、控訴状記載のとおり、原審判決を取消し、被控訴人の請求は棄却されるべきである。

よって、本件控訴は速やかに認められるべきである。

以上